

中国商標登録における同意書の活用

～同意書の提出が認められる条件～

中国知的財産権訴訟判例解説（第16回）

Deckers Outdoor Corporation

原告（一審原告）

v.

国家工商行政管理総局商標評審委員

被告（一審被告）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

中国商標法第30条は、出願に係る商標と、他人の登録商標とが同一または類似の場合、出願に係る商標の登録を拒絶する旨規定している。

中国商標法第30条

登録出願にかかる商標が、この法律の関係規定を満たさない、又は他人の同一又は類似の商品について既に登録され又は予備的査定を受けた商標と同一又は類似するときは、商標局は出願を拒絶し、公告しない。

引証商標と出願商標とが類似する場合、類似しない旨の反論を試みるが、両者の類似度が高く反論が困難な場合もある。このような場合、引証商標の所有者から同意書を取得し、権利取得を試みる実務上行われている。

本事件において原告は、引証商標と一文字違いの商標について、同意書を取得し出願商標の登録を試みた。評審委員会及び北京市第一中級人民法院は、出所の混同の恐れがあるとして登録を認めなかった。これに対し、北京市高級人民法院は出願商標が比較的有名であり、出所混同を生じる恐れが低く、また同意書が存在することから、登録を認める判決をなした。

2. 背 景

(1) 出願商標の内容

Deckers Outdoor Corporation（原告）は、2007年11月国家工商行政管理総局商標局（商標局）